

別紙 1

那覇市議会タブレット端末貸借及び通信サービス利用契約  
仕様書

1 件名

那覇市議会タブレット端末貸借及び通信サービス利用契約

2 目的

電子データによる議会関連資料等の伝達及びペーパーレス会議の運用を行う「那覇市議会ペーパーレス会議等システム」の導入に際し、必要となるタブレット端末及び附属品（以下、「端末等」という。）の貸借及び無線データ通信サービス（以下、「通信サービス」という。）の利用契約を行う。

3 契約方法・予定期間

(1) 契約方法

タブレット端末等の貸借及び通信サービスの利用契約とする。

(2) 予定期間

タブレット端末の貸借及び通信サービスの利用期間は、2025 年 8 月 1 日から 2029 年 7 月 31 日までとする（48 カ月間）。

4 各要件

(1) 貸借するタブレット端末要件

貸借する端末については、『アップル社製 iPad 第 11 世代 128GB Wi-Fi+Cellular モデル』（台数 45 台）とする。

端末納品に際しては、初期設定（必要なアプリケーションのインストール※を含む）及び液晶保護シートの貼付を行って納品するものとする。

※スマートディスカッション等のインストールに伴う設定等。

《タブレット端末附属品》

端末附属品については、以下の要件を満たす商品を端末と同数提供すること。

| 項番 | 区分      | 概要                    |
|----|---------|-----------------------|
| 1  | カバー     | スタンド機能を有していること        |
| 2  | 液晶保護シート | 防指紋加工・反射防止加工が施されていること |

(2) 通信サービス要件

通信サービスを利用するタブレット端末については、次のとおりとする。

アップル社製 iPad（第 11 世代）Wi-Fi+Cellular モデル 128GB（台数 45 台）

(3) 通信サービスについては、以下の要件を満たすこと。

| 項番 | 区分             | 概要                                                                |
|----|----------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1  | 高速回線 (4G) 通信量  | ① 高速回線 (4G) 通信量については、それぞれの端末で 7 ギガバイト／月程度まで通信速度制限がかからないサービスであること。 |
| 2  | 通信速度 (4G 回線)   | 沖縄本島において 4G 回線でのサービス提供を行い、特に那覇市全域において 4G 回線でサービス提供が可能であること。       |
| 3  | 通信速度 (通信速度制限時) | 下り最大 128kbps 程度の速度を有するサービスであること。                                  |

5 セキュリティ対策要件

セキュリティ対策として、以下の要件を満たすモバイル端末管理サービスを提供すること。

| 項番 | 区分            | 概要                                                                  |
|----|---------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1  | タブレット端末遠隔管理機能 | ・紛失時等に端末のロック、データ削除ができること。<br>・データ通信サービスの利用中断が行えること。                 |
| 2  | サイト閲覧制限機能     | ・公用備品として不適切なサイトの閲覧を制限できること。<br>・公用備品として不適切なアプリケーションのダウンロードを制限できること。 |

6 タブレット端末の納品期限及び納品場所

(1) 納品期限 令和 7 年 8 月 1 日

(2) 納品場所 那覇市議会事務局 庶務課

7 導入作業

(1) 起動確認及び初期設定を行い、納品後すぐに使用可能な状態にしておくこと。

- (2) 指定するメールアドレス、ID、パスワード等を登録すること。
- (3) 導入作業において作成した初期設定内容等の成果物を提出すること。
- (4) 導入作業にあたり必要な情報は、別途発注者が提供する。

## 8 納入作業

- (1) 初期設定をすべて行った状態で納品すること。
- (2) 機器の搬入にあたって、受注者は、事前に日程及び作業方法に係る書面を提出するとともに、発注者の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、作業進行状況を管理し、発注者に適宜報告を行うこと。
- (4) 不要な梱包材は引取り及び処分を行うこと。
- (5) リース物品に欠陥が発見された場合には、迅速に対応すること。
- (6) 受注者は、納品時に発注者へ機器の操作方法について説明を行うこと。

## 9 保守

- (1) 機器の利用及びトラブルに関する問い合わせに対応すること。  
対応は、原則として市役所開庁日の午前9時から午後5時までとする。  
ただし、これ以外であっても、会議等での使用において緊急事態が発生した場合には、電話による対応を行うこと。
- (2) 機器に自然事故もしくは使用者の過失による修理が必要となった際に、契約期間において、機器一台につき最低限1回は無償での修理又は同等機種の代替品への交換ができるものとする。ただし、使用者の故意、重過失、水濡れによる故障の際は、双方の協議により対応を決定する。
- (3) 機器の交換又は修理に伴う初期設定については、別途発注者と協議をすること。
- (4) 機器の紛失及び盗難時は、発注者からの連絡を受け、遠隔によるロック・データの削除及び紛失した端末の場所の特定等の対応を行うこと。

## 10 賃貸借期間満了後におけるタブレット端末の返却

- (1) 賃貸借期間満了後、発注者が端末を設定メニューにより、工場出荷時の設定に戻し(初期化)、速やかに受注者に返却することとする。返却期日は両者協議の上、決定するものとする。
- (2) 受注者に返却する端末には附属品等(カバー、シート、充電器等)は含まない。

## 11 受注者によるデータ消去の措置

賃貸借期間終了後に発注者が初期化して返却したタブレット端末について、受注者は機器本体内のデータ消去作業を実施するものとする。

### (1) 作業内容

ア タブレット端末の返却後に、機器内部の記憶装置に係るデータの消去を初

期化ツール等により実施する。

- イ 発注者が保存した全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じる。

## (2) 成果物

データ消去証明書(以下の項目を含む)を完成図書として提出すること。

ア データ消去作業の各工程の作業要領書

- イ データ消去完成届(作業日時、作業場所、消去台数、消去方法・方式、端末本体のシリアルナンバー、端末の形式を一覧表にしたもの)

## 12 費用の請求

附属品、契約手数料等の初期費用については、**2025** 年度分として一括請求することとし、端末の賃貸借料、端末保証サービス料等の料金は、通信料と一体で各月の請求とすること。

## 13 その他

- (1) リース物品の調達については、落札者の責任で対応すること。
- (2) 契約期間内におけるリース物品に係る部品等の供給が保証されていること。
- (3) 機器の導入、納品及び回収(データ消去を含む)に係る経費は、受注者の負担とし当該契約に含めること。
- (4) 機器の導入、納品及び回収の際に、施設や設備、他の機器に損害が生じた場合は、受注者は自らの責任により、これに係る修復又は賠償等の補償を行うこと。
- (5) 納品後、市が別途調達するクラウド型文書共有システム(アプリケーション)のインストール等を行う際に不具合(ハードエラー)が生じた場合は、市及び当該システム提供事業者に対して支援を行うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者がその都度協議して定めるものとする。